

宇都宮市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年2月20日

宇都宮市監査委員 岡 本 典 幸

同 福 田 栄

同 山 本 正 人

同 馬 上 剛

平成 28 年度行政監査の結果に関する報告

1 監査のテーマ

団体運営に係る 1,000 万円未満の補助金, 交付金及び負担金について

2 監査の目的

本市では, 行政目的を達成するための効果的な手法の一つとして補助金等を交付している。社会経済情勢が大きく変化する中, 補助金等については必要性, 公益性, 有効性, 妥当性等の確保が一層求められているため, 補助事業等の適正化を図るとともに, より効率的で効果的な補助金等の執行に資することを目的とする。

3 監査の対象

(1) 対象補助金等

- ・ 平成 27 年度に交付し, 平成 28 年度以降も交付が予定されている補助金等
- ・ 市単独財源で交付した団体運営に係る補助金等
- ・ 平成 27 年度決算額が 1,000 万円未満の補助金等

※財政援助団体等監査の対象 (1,000 万円以上) としていない補助金等を対象とする。

(2) 対象部局

対象となる補助金等を所管するすべての課等

No.	所管課	補助金等名称
1	みんなでまちづくり課	自治会連合会補助金 (運営費助成)
2	高齢福祉課	老人クラブ連合会運営費補助金
3	障がい福祉課	宇都宮市障害者福祉会連合会運営補助金
4	商工振興課	共同職業訓練事業補助金
5	商工振興課	工業団地振興補助金
6	観光交流課	篠井農産加工所管理運営費補助金
7	緑のまちづくり課	グリーントラストうつのみや運動促進費補助金
8	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ活性化補助金 (スポーツかわち「ship」) (友遊いずみクラブ) (横川スポーツクラブ) (清原地域スポーツクラブ)

4 監査の期間

平成 28 年 10 月 17 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

5 監査の主な着眼点

(1) 補助金等の必要性、有効性等

- ・ 補助金等の交付目的が明確にされ、要綱等の内容が適正に定められているか。
- ・ 行政ニーズの変化に応じた見直しや検証は適切に行われているか。

(2) 補助金等の事務処理等

- ・ 補助金等交付事務手続きは適正に行われているか。

6 監査の実施方法

(1) 予備監査

- ・ 対象課から行政監査調査票（以下、「調査票」という。）及び関係書類を提出させた。
- ・ 提出された調査票等の内容を確認し、必要に応じて関係職員から説明を受け、予備監査を行った。
- ・ 上記による予備監査を踏まえ、対象課の中から下記の3課及び補助金を本監査の対象として選定し、平成27年度の補助金に関する書類の提出を求め、引き続き予備監査を実施した。

【本監査の対象となる課及び補助金】

経済部商工振興課：共同職業訓練事業補助金

経済部観光交流課：篠井農産加工所管理運営費補助金

教育委員会スポーツ振興課：地域スポーツクラブ活性化補助金（スポーツかわち「ship」、友遊いずみクラブ）

(2) 本監査

本監査対象課から関係職員の出席を求め、補助金等の執行についての説明を聴取し、質疑等による監査を行った。

7 監査の結果

いずれの対象課においても指摘事項に該当するものは認められなかった。

8 意見及び要望

平成28年度行政監査における意見及び要望は次のとおりである。

- (1) 交付先団体が公益性の高い事業を実施しながら安定的・自立的に団体を運営していくために、会員等の増加やイベント等への参加者の増加を図るなど、補助金に頼るのではなく団体の努力により自主財源の比率を高められるよう、所管課においては十分に指導されたい。
- (2) 篠井農産加工所管理運営費補助金の交付先団体については、篠井農産加工所の指定管理者となっているが、指定管理料は支払われておらず管理運営費は当該補助金の対象となっている。より効率的で効果的なものとなるよう、所管課の指導力が十分に発揮される適切な手法について十分に検討されたい。